

宮津市とリネットジャパンリサイクル株式会社との連携と 協力に関する協定書

宮津市を甲とし、リネットジャパンリサイクル株式会社を乙とし、甲乙両当事者は、以下のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙の緊密な連携と協力により、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づき、使用済小型電子機器等（以下「小型家電等」という。）の再資源化を促進するための課題に適切に対応し、市民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、次の事項について乙と連携し、協力する。

- (1) 小型家電リサイクル法の制度を市民に周知し、また、小型家電等の回収を促進するため、甲の作成するホームページ、広報誌等により広報すること。なお、広報する内容の詳細については、甲乙別途協議の上、決定する。
 - (2) その他市民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に関して、甲及び乙にて合意した事項。
- 2 乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について甲と連携し、協力する。
- (1) 市民からの回収依頼に基づき、小型家電等を回収すること。
 - (2) 乙が市民から回収した小型家電等の回収状況について、甲へ報告すること。
 - (3) その他市民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に関して、甲及び乙にて合意した事項。

(協定の変更)

第3条 甲乙いずれかから、この協定の内容について変更の申し出があったときは、甲乙協議し書面による合意の上、この協定を変更するものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了する日の1か月前までに、甲乙いずれも更新の拒絶を相手方に対し書面をもって通知しないときは、この協定と同一の条件をもって1年間更新されたものとし、次年度以降についても、また同様とする。

2 甲乙いずれも、この協定を解約しようとするときは、解約希望の日から起算して1か月前までに書面により相手方に対し通知しなければならない。

(個人情報の保護)

第5条 乙は、市民から回収した小型家電等の全量について、個人情報の適切な管理のために、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏えい、き損及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 乙の業務に従事する者に対し、当該業務に従事しているとき、及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないことなど、個人情報の保護に関する必要な事項を遵守させなければならない。
- (3) 本条に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに甲に報告するものとする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年10月28日

甲 京都府宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市

宮津市長

城崎雅文

乙 愛知県大府市桜山町三丁目33番地

リネットジャパンリサイクル株式会社
代表取締役社長

中村俊夫

